

NEWS LETTER

2010年9月号 (No.146)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
<http://www.ochiaikaikei.com/>

小規模企業共済のすすめ

● はじめに

会社の役員や個人事業主の方で、役員を退職した後や事業をやめられた後の生活に不安を感じている方が多いかもしれません。今回は、そのような方のための退職金制度である「小規模企業共済」をご紹介します。

● 制度の特徴

小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

制度の主な特徴は以下のとおりです。

- ① 納めた掛金は、全額が所得控除の対象
- ② 解約（退職）時に、共済金等を受け取ることができる。
- ③ 掛金の範囲内で事業資金等の貸付けを受けることができる

● 加入資格

常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主（不動産賃貸業は、事業的規模のみ）または会社役員

● 掛金及び共済金

掛金月額は1,000円～70,000円の範囲で選べます。払い込み方法は「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。例えば、年の途中から加入しても、「年払い」を行えば、12ヶ月分の所得控除を受けることが可能です。

共済金とは、解約時に受け取れるお金のことを指します。共済金は、加入期間や請求事由（死亡・退職・任意解約等）・受け取る際の年齢により、共済金の種類・受取額・税務上の取り扱いが異なります。例えば、15年以上掛金を支払い65歳以上で解約した場合には、退職所得として所得税・住民税が優遇

されます。また、死亡した場合には、死亡退職金として受け取れるため、相続税対策にもなります。それ以外の場合には、公的年金等の雑所得、または一時所得として税務上取り扱われます。

● 実際の運用例

それでは、実際に法人の役員が小規模企業共済に加入する前と後で比較してみましょう。

【前提】

- ・掛金 70,000円/月×12ヶ月=840,000/年
- ・毎月の掛金分を役員報酬に上乘せする
- ・扶養2人
- ・住民税は東京23区の場合で計算

① 会社の税金（法人税住民税及び事業税）

$$\Delta 840,000 \text{円} \times 40\% = \Delta 336,000 \text{円}$$

（役員報酬増額分）

（節税額）

② 役員個人の税金

	加入前	加入後
役員報酬	10,000,000	10,840,000
給与所得	7,800,000	8,598,000
所得税・住民税	1,580,800	1,566,900

∴(節税額) $\Delta 13,900$ 円

上記のとおり、法人税だけでなく、所得税・住民税も減り、合計349,900円が節税になります。

● 小規模企業共済法の一部改正

平成23年1月1日から、一部改正した新しい法律が適用になります。例えば、個人事業

主の「共同経営者」（2名まで）の加入が認められます。これにより、配偶者や親族、その他一定条件を満たす者は、新たに加入できるようになります。（佐藤卓也）

